

港長公示第8号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和5年8月2日

関門港長



海峡花火大会の開催に伴う航泊の禁止について

関門港門司区西海岸ふ頭沖合及び下関区岬之町ふ頭沖合において、花火大会が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

令和5年8月13日(日)午後6時30分から午後9時30分までの間

ただし、午後9時30分までに行事が終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区域(別図参照)

(1) 関門港門司区

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ① 北緯33度56分45.7秒 東経130度57分28.8秒
- ② 北緯33度57分03.1秒 東経130度57分12.8秒
- ③ 北緯33度56分46.9秒 東経130度56分58.3秒
- ④ 北緯33度56分30.3秒 東経130度57分13.5秒

(2) 関門港下関区

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ⑤ 北緯33度57分18.3秒 東経130度56分39.5秒
- ⑥ 北緯33度57分12.6秒 東経130度56分47.8秒
- ⑦ 北緯33度56分44.6秒 東経130度56分18.7秒
- ⑧ 北緯33度56分33.2秒 東経130度56分14.1秒
- ⑨ 北緯33度56分35.3秒 東経130度55分58.4秒
- ⑩ 北緯33度56分50.9秒 東経130度55分53.5秒
- ⑪ 北緯33度56分51.5秒 東経130度55分59.3秒

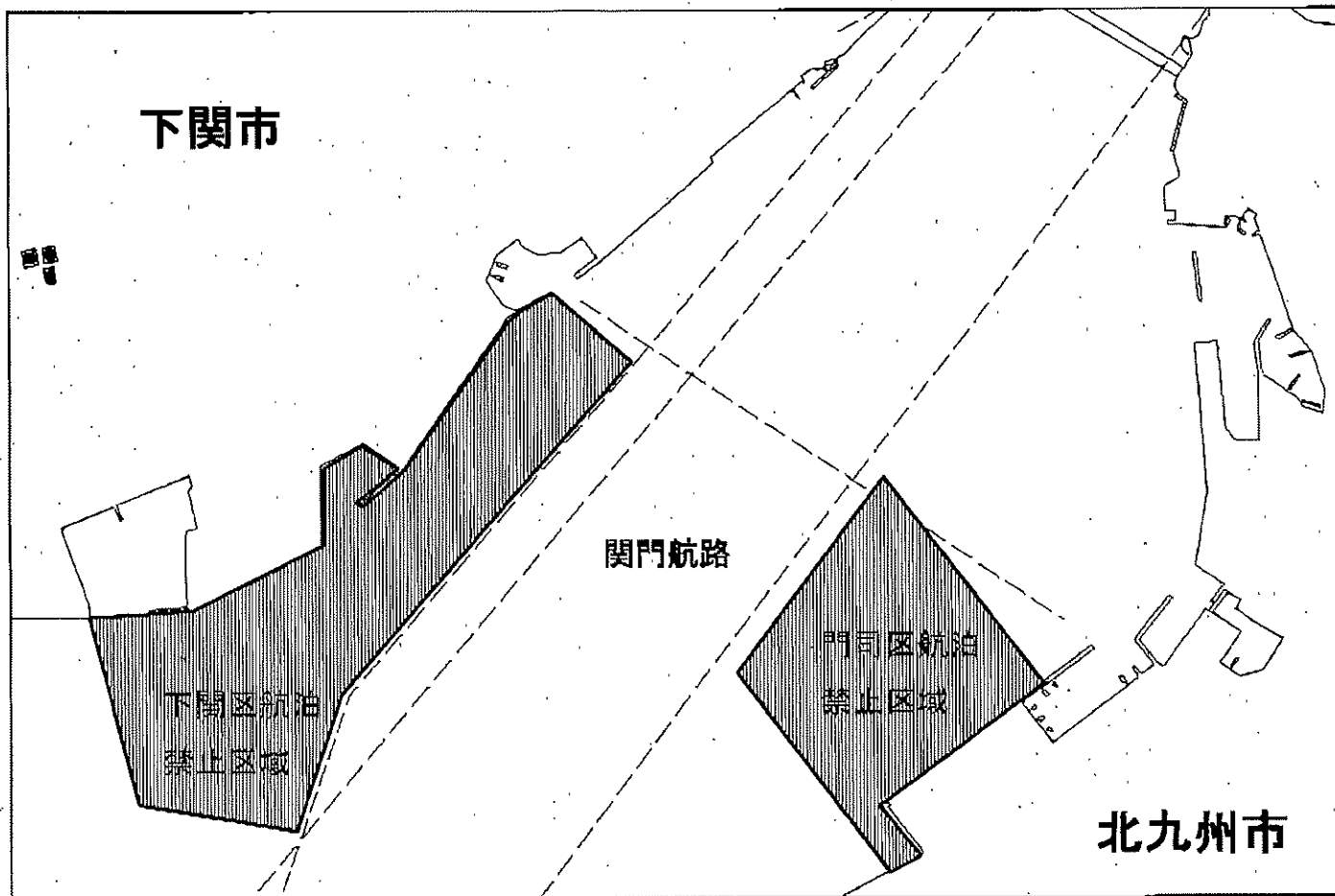
3 備考

(1) 航泊禁止期間中、現場付近に警戒船(門司区側9隻、下関区側6隻)が配備される。

(2) 航泊禁止区域を明示するために、標識船(門司区側2隻、下関区側3隻)が配備される。

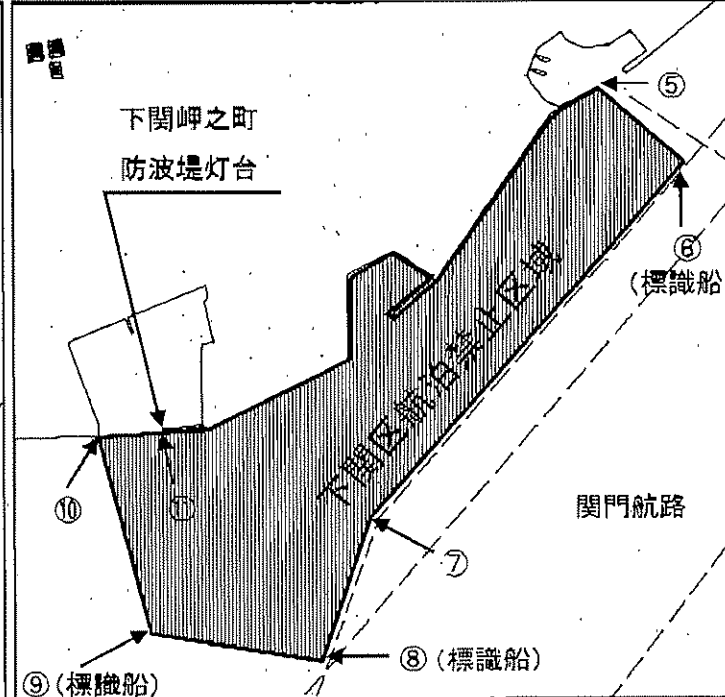
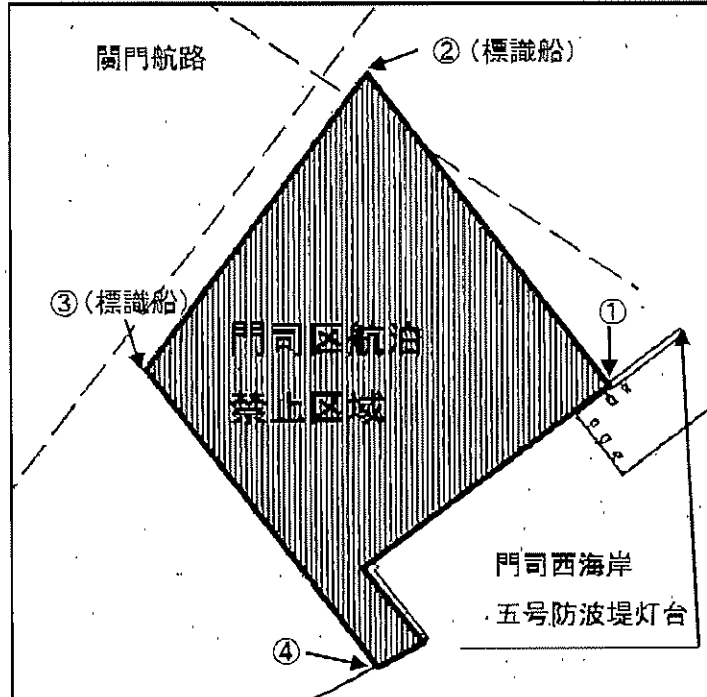
(3) 航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同艇から指示があった場合はこれに従うこと。

【航泊禁止区域 全体図】



【門司区航泊禁止区域】

【下関区航泊禁止区域】



【関門港門司区】

- ① 北緯33-56-45.7 東経130-57-28.8
- ② 北緯33-57-03.1 東経130-57-12.8
- ③ 北緯33-56-46.9 東経130-56-58.3
- ④ 北緯33-56-30.3 東経130-57-13.5

【関門港下関区】

- ⑤ 北緯33-57-18.3 東経130-56-39.5
- ⑥ 北緯33-57-12.6 東経130-56-47.8
- ⑦ 北緯33-56-44.6 東経130-56-18.7
- ⑧ 北緯33-56-33.2 東経130-56-14.1
- ⑨ 北緯33-56-35.3 東経130-55-58.4
- ⑩ 北緯33-56-50.9 東経130-55-53.5
- ⑪ 北緯33-56-51.5 東経130-55-59.3